

高知県移住推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県の経済や地域の活性化を図ることを目指して、高知県産業振興計画において新たな柱として位置づけた移住促進について、官民協働により推進するため、高知県移住推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移住促進の取組に関する情報共有を行うこと。
- (2) 県を挙げて実施する移住促進策の戦略及びその実践に関する検討を行うこと。
- (3) その他、本県への移住促進を進めるために必要な協議や調整を行うこと。

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業分野、林業分野、水産業分野、商工業分野、観光分野及び福祉分野等、移住に関する団体の代表者
 - (2) 有識者
 - (3) 行政関係者
 - (4) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。委員の変更・追加があった場合において、新たに就任する委員の任期についても同様とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長には高知県知事を、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 5 会長は、会務を総理するとともに協議会を代表し、副会長は会長を補佐する。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を副知事が代理する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は公開とする。ただし、協議会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 4 第3条第1項第1号及び第3号に定める委員が協議会を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

(部会)

第5条 会長は、協議会における協議内容を実践的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、テーマごとに部会を設置することができる。

- 2 部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

(外部アドバイザー)

第6条 会長は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、協議会に諮ったうえで、適宜外部アドバイザーを委嘱し、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、高知県産業振興推進部移住促進課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。